

侵害コンテンツのダウンロード違法化 に関するアンケート調査の結果

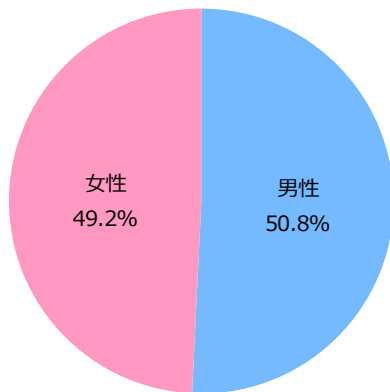
令和元年11月27日
文化庁著作権課

調査概要

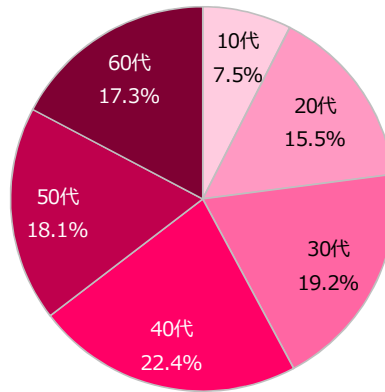
- ◆調査趣旨：法整備が国民に与える効果・影響を把握するため、侵害コンテンツをダウンロードした経験の有無等の実態、侵害コンテンツのダウンロードが違法化・刑事罰化された場合の行動変容等を調査する。
- ◆調査委託先：株式会社マクロミル
- ◆調査対象：マクロミルモニタ 15～69歳の男女
- ◆調査地域：全国
- ◆調査方法：インターネットリサーチ
- ◆調査時期：2019年10月11日（金）～10月13日（日）
- ◆有効回答数：2,580サンプル

【回答者構成比】

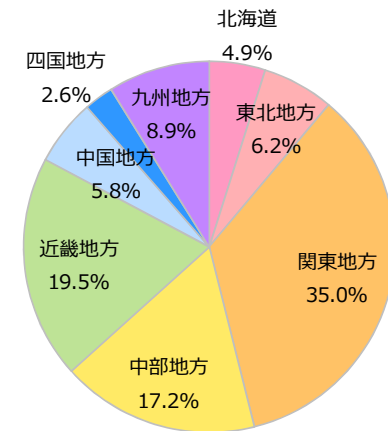
男女比 (n=2,580)



年齢別 (n=2,580)



地域別 (n=2,580)



調査結果①

(1) 現行制度の理解

違法にアップロードされた漫画・書籍・雑誌・論文・プログラム・イラスト・画像等を、それが違法にアップロードされたことが**確実**だと知りながら、個人が楽しむ目的でダウンロードすることは**現行の著作権法に違反する行為**でしょうか

(※) 現行の著作権法上は、「2. 違反しない」が正しい回答

1. 違反する：79.7% 2. 違反しない：9.7% 3. よくわからない：10.6%

(2) 侵害コンテンツのダウンロード経験の有無（その1）

違法にアップロードされたことが**確実**だと知りながら、漫画・書籍・雑誌・論文・プログラム・イラスト・画像等のコンテンツをダウンロードした経験がありますか

1. あり：6.2%（二次創作（漫画）：2.2%，スクリーンショット：2.3%）
2. なし：93.8%

(3) 侵害コンテンツのダウンロード経験の有無（その2）

（違法にアップロードされたことが**確実**だとは知らないものの）違法にアップロードされたもの**かもしれない**と思いながら、漫画・書籍・雑誌・論文・プログラム・イラスト・画像等のコンテンツをダウンロードした経験がありますか

1. あり：10.3%（二次創作（漫画）：3.8%，スクリーンショット：4.8%）
2. なし：89.7%

調査結果②

※これ以降の間は、(2) 侵害コンテンツのダウンロード経験の有無(その1)で「あり」と回答した者(n=159)(全体の6.2%)にのみ質問

(4) ダウンロード頻度

違法にアップロードされた漫画・書籍・雑誌・論文・プログラム・イラスト・画像等のコンテンツのダウンロードの頻度をお教えてください

1. ほぼ毎日：2.5% 2. 週数回程度：10.1% 3. 月数回程度：18.2% 4. 月1回未満：69.2%

(5) ダウンロード場所・手段

違法にアップロードされた漫画・書籍・雑誌・論文・プログラム・イラスト・画像等のコンテンツのダウンロードの場所・手段をお教えてください(複数回答可)

1. 海賊版サイト(違法なコンテンツのリンク情報等が多数集約されたサイトを含む)：42.1%
2. ファイル共有ソフト：20.8% 3. 投稿型サイト・掲示板：34.6% 4. ブログ・SNS：26.4% 5. その他：5.0%

(※) 3. ~ 5. と回答した者に、ダウンロードしたコンテンツの種類を質問したところ、以下のとおり(複数回答可)

「有償で提供されているコンテンツ」の海賊版：23.0%、 「無償で提供されているコンテンツ」の海賊版：83.9%、 その他：10.3%

(6) ダウンロード目的

違法にアップロードされた漫画・書籍・雑誌・論文・プログラム・イラスト・画像等のコンテンツのダウンロードの目的をお教えてください(複数回答可)

1. 楽しむため：87.4% 2. 業務のため：4.4% 3. 研究のため：8.2%
4. スクリーンショットなどでたまたま入ってしまい除くことができないため：7.5% 5. その他：3.1%

調査結果③

(7) 行動変容 (その1)

違法にアップロードされたことが確実だと知りながら、漫画・書籍・雑誌・論文・プログラム・イラスト・画像等のコンテンツをダウンロードする行為が**違法化され、民事責任を負い得ることとなった場合 (※)**、あなたは、その行為を今後どうしますか。

(※) 漫画・書籍・雑誌・論文・プログラム・イラスト・画像等のコンテンツをダウンロードする行為が違法化された場合、権利者から、差止請求（今後ダウンロードをしないこと、既にダウンロードしたファイルを破棄することなどを求めるもの）や損害賠償請求（ダウンロードにより生じた損害の賠償を求めるもの）を受ける可能性があります。

1. やめる：69.2%

2. 減らす：22.0%

3. 変わらない：8.8%

(8) 行動変容 (その2)

違法にアップロードされたことが確実だと知りながら、漫画・書籍・雑誌・論文・プログラム・イラスト・画像等のコンテンツをダウンロードする行為が**刑事罰化された場合 (※)**、あなたは、その行為を今後どうしますか。

(※) 漫画・書籍・雑誌・論文・プログラム・イラスト・画像等のコンテンツをダウンロードする行為が刑事罰化された場合、ダウンロード行為に対する刑事罰は全て「親告罪」であるため、権利者による告訴があった場合には、罪に問われる可能性があります。現行法上、私的使用のためであっても、有償で提供又は提示されている音楽や映像の違法配信からダウンロードを行うことについては、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金（懲役と罰金の併科も可）が科されることとなっています。

1. やめる：77.4%

2. 減らす：16.4%

3. 変わらない：6.3%

調査結果④

(9) 違法化・刑事罰化による影響

違法にアップロードされたことが確実だと知りながら、漫画・書籍・雑誌・論文・プログラム・イラスト・画像等のコンテンツをダウンロードする行為が違法化・刑事罰化された場合、あなたは困りますか

1. 必要性の低いダウンロードは行わず、必要性の高いものは正規に流通しているコンテンツを利用するなどするので、特段の不都合は生じない：44.0%
2. 現状よりは不便になる部分があるが、そういったダウンロード行為が法律上禁止されるのであれば、それもやむを得ない（日常生活に支障は生じない）：45.3%
3. 日常生活に支障が生じる：10.1%（※）
4. その他：0.6%

（※）日常生活に支障が生じると回答した支障の理由・事例
（わからない・特になし等を除く全回答を事務局で整理・分類の上、掲載）

- ✓ 刑事罰が科されると困る（同旨 4 件）
- ✓ いちいち許可を必要とするのが面倒（同旨 1 件）
- ✓ 具体的には分からないが、そんな気がする（同旨 1 件）
- ✓ 経済的に難しい（同旨 1 件）
- ✓ 生活が困難となる（同旨 1 件）